

佐賀県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成25年4月5日

佐賀県選挙管理委員会委員長 松 尾 紀 男

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

13,711人

2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

180,922人

3 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
佐賀市	63,154人
唐津市・東松浦郡	36,419人
鳥栖市	18,240人
多久市	5,827人
伊万里市	15,340人
武雄市	13,636人
鹿島市・藤津郡	11,092人

小城市	12,219 人
嬉野市	7,669 人
神崎市・神埼郡	13,145 人
三養基郡	14,492 人
西松浦郡	5,726 人
杵島郡	11,556 人